

賃貸約款

賃貸期間は、晴雨にかかわらず機械器具貸出日より返却日迄の計算とさせていただきます。

- ◎原則として受渡しは、店頭にてお願いします。又、受渡しは営業時間内とさせていただきます。
- ◎一日の使用時間は、8時間以内とし、これを超える場合は、割増賃料が必要となります。
- ◎機械の故障によって生ずる工事の遅れ、または手持ちなどによる損害に関しましては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- ◎機械の盗難、又は過失(水、オイル、グリスなど通常必要な点検を怠った場合及び操作ミスが明らかな場合)による破損または故障については、借主の弁償となります。
- ◎機械の納入、引取に要する運賃は借主のご負担となります。
- ◎機械の使用に要する油脂、燃料などの消耗品は、借主のご負担となります。
- ◎機械の保管及び管理に要する費用は、借主のご負担となります。
- ◎賃料のお支払いは現金支払いを原則とし、その他の事項は、借主との取り決めによるものと致します。